

令和8年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<ul style="list-style-type: none">本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和<u>8</u>年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和<u>8</u>年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none">令和<u>8</u>年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>52</u>万リットル、血漿製剤 <u>26</u>万リットル、血小板製剤 <u>17</u>万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和<u>8</u>年度には、全血採血による <u>134</u>万リットル及び成分採血による <u>90</u>万リットル（血漿成分採血 <u>60</u>万リットル及び血小板成分採血 <u>30</u>万リットル）の計224万リットルの血液を献血により確保する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和<u>7</u>年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和<u>7</u>年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none">令和<u>7</u>年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>53</u>万リットル、血漿製剤 <u>26</u>万リットル、血小板製剤 <u>17</u>万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和<u>7</u>年度には、全血採血による <u>136</u>万リットル及び成分採血による <u>88</u>万リットル（血漿成分採血 <u>59</u>万リットル及び血小板成分採血 <u>29</u>万リットル）の計224万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<p>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>令和<u>6</u>年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和<u>8</u>年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>鳥取県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p>(ウ) 複数回献血の推進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献 	<p>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>令和<u>5</u>年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和<u>7</u>年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>宮城県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p>(ウ) 複数回献血の推進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<p>血者に対して、<u>重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</u></p> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 普及啓発資材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスター、<u>動画を作成する</u>。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、<u>タブレット</u>等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 <p>(I) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、<u>小中学生から献血に対する理解を深めてもらうための取組を行う</u>。 <p>(2) 採血所の環境整備等</p> <p>イ 献血者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、<u>安心かつ効率的に採血を行う必要がある</u>。こ 	<p>に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</p> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 普及啓発資材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、<u>タブレット</u>等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 <p>(I) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、<u>小中学校段階での献血推進活動等の献血への理解を深めてもらうための取組を行う</u>。 <p>(2) 採血所の環境整備等</p> <p>イ 献血者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、<u>安心かつ効率的に採血を行う必要がある</u>。こ

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<p>のため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」等の I C T を活用した W E B 予約の推進等に積極的に取り組む。</p>	<p>のため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、I C T を活用した W E B 予約の推進等に積極的に取り組む。</p>
<p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 献血の推進に際し、考慮すべき事項</p> <p>(3) 採血基準の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進、血液の有効利用及び血液製剤の安全性の観点から、採血基準の見直しを検討する。 <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和9年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。 	<p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 献血の推進に際し、考慮すべき事項</p> <p>(3) 採血基準の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。 <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和8年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。